



2019年6月13日

各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号

株式会社オールアバウト

代表取締役社長 江幡 哲也

(コード番号：2454)

問い合わせ先 取締役執行役員 C A O 森田 恭弘

電話 03-6362-1300

## (開示事項の経過) 和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社及び当社の子会社であるディー・エル・マーケット株式会社（以下「DLM」）は、2016年5月11日付「当社の連結子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」及び2016年6月30日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、DLMの株式の売主であるシーズネット株式会社（以下「シーズネット」）及びシーズネットの代表取締役である土屋昌弘氏（以下「土屋氏」）との間で訴訟が継続しておりましたが、本日、下記の通り、裁判上の和解が成立しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社はシーズネットより、DLMの全株式を2015年7月1日付で取得し、DLMは当社の子会社となりました。DLMは株式譲渡に関連してシーズネット及び土屋氏に表明保証に違反する行為があったとして2015年6月分の売上金等22百万円の支払を留保しておりましたが、シーズネットは2016年3月31日付でDLMに対して2015年6月分の売上金等23百万円の支払請求訴訟を提訴いたしました。一方で、当社及びDLMは2016年6月30日付でシーズネット及び土屋氏に対して58百万円の損害賠償請求訴訟を提訴いたしました。その後、両訴訟は、当社及びDLMを原告、シーズネット及び土屋氏を被告として、東京地方裁判所において併合して審理することに決定されました。今般、裁判所から訴訟上の和解の勧告がなされたことから、これまでの経過や本件の事案の内容、訴訟を継続した場合の訴訟費用の増加等を総合的に勘案した結果、和解により早期の解決を図ることが最善の策と判断し、裁判上の和解をすることといたしました。

## 2. 和解の相手方の概要

名 称	シーズネット株式会社
所 在 地	大阪市中央区北久宝寺町 1 丁目 4 番 10 号
代表者の役職・氏名	代表取締役 土屋 昌弘

名 称	土屋 昌弘
所 在 地	大阪府大阪市

## 3. 和解の内容

- (1) 原告ら（当社及びDLM）は 58 百万円の損害賠償請求を放棄する。
- (2) 被告シーズネットは売上金等 23 百万円の支払請求を放棄する。
- (3) 原告らと被告らは、原告らと被告らの間には本和解条項の定めに限らず一切の債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は各自の負担とする。

## 4. 今後の見通し

本件和解に伴い、2020年3月期において、当社が支払を留保していた売上金等に関して訴訟の相手方が支払請求を放棄したことにより特別利益を 22 百万円計上する見込みであります。当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

以上

(参考) 当期連結業績予想 (2019年5月9日公表分) 及び前期連結実績

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期連結業績予想 (2020年3月期)	15,270 百万円	210 百万円	200 百万円	85 百万円
前期連結実績 (2019年3月期)	14,870 百万円	116 百万円	79 百万円	△29 百万円